

「幼児教育・保育の無償化」の範囲

使い方

無償化の範囲

自分の世帯と子どもが当てはまる欄をチェックしましょう。

給付認定について

無償化の対象となるために新たな給付認定が必要かチェックしましょう。

「保育の必要性」の事由

「保育の必要性あり」で無償化を受ける人は要チェック。

無償化の範囲

原則①～⑤の併用不可

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで			
保育の必要性		あり	なし	あり		なし	
住民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—	
サービスの種類	① 保育所（認可施設）、認定こども園（保育利用）	無償	—	無償	無償化の対象外	—	
	② 公立幼稚園・認定こども園（教育利用） 公立幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育料	無償（満3歳児クラス含む） 11,300円/月まで無償*	無償化の対象外	} P.4へ	—	—	
	③ 私立幼稚園 私立幼稚園の預かり保育料	25,700円/月まで無償（満3歳児クラス含む） 11,300円/月まで無償*	} P.5へ				—
	④ 認可外保育施設、病児保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり	合計37,000円/月まで無償		} P.6へ	無償化の対象外		
	⑤ 企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償				} P.6へ	
		合計42,000円/月まで無償					

※満3歳児クラスの新3号認定の場合は、16,300円/月まで無償。

●3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、無償化されます（保育所や幼稚園などに在園している場合は、両方とも無償）。

給付認定について

すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、現1～3号認定（教育・保育給付認定）を受けているため（現1号認定で預かり保育の無償化を希望する人を除く）、新たな手続きは不要です。

私立幼稚園を利用している人、公立幼稚園・認定こども園（教育利用・現1号認定）の利用者で預かり保育の無償化利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、**無償化給付を受けるために、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。**詳しくは、川西市幼児教育保育課までお問い合わせください。

■現1～3号認定（教育・保育給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
現1号	満3歳以上	なし 公立幼稚園・認定こども園（教育利用）
現2号	満3歳以上	あり 保育所、認定こども園（保育利用）など
現3号	0～2歳	

※表中の現〇号、新〇号の表記は、区分を明確にするため便宜上つけた名称です。

■新1～3号認定（施設等利用給付認定）

認定区分	対象	保育の必要性・対象サービス
新1号	満3～5歳児クラス	なし 私立幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり ●幼稚園・認定こども園（教育利用） + 預かり保育 ●認可外保育施設など
新3号	0～2歳児クラスかつ住民税非課税世帯（満3歳児クラス）	

「保育の必要性」の事由



「保育の必要性」とは、保育者の就労、病気など家庭で必要な保育ができない状況をいいます。

「保育の必要性」の事由

- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における就業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

1

保育所・認定こども園（保育利用の現2・3号認定）を利用されている人

これらの施設を利用するには、保育の必要性があり、現2・3号認定（2ページ）が必要です。

1 保育料

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢	～2019年9月	2019年10月～
3～5歳児クラス	市が設定する所得に応じた保育料	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合		
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合		無償化対象外



- 多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

【無償化給付の受け方】 現物給付（市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

2 給食費

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、公立の保育所・認定こども園は市に、そのほかは直接保育所などにお支払いいただくことになります。

	3～5歳児クラス		0～2歳児クラス	
	～2019年9月	2019年10月～	～2019年9月	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担	給食費として保護者負担*	保育料として保護者負担	
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保育料として保護者負担			

※年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず第3子以降（小学校就学前の子どものみカウント）は、副食費が免除されます。



2

公立幼稚園・認定こども園（教育利用の現1号認定）を利用されている人

施設を利用するには、現1号認定（2ページ）が必要です。

1 保育料



満3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象となりません。

また、満3歳児クラスに入園した子どもも無償化の対象となります（プレ保育とは異なります）。

子どもの年齢	～2019年9月	2019年10月～
満3～5歳児クラス	市が設定する所得に応じた保育料	無償

【無償化給付の受け方】 現物給付（市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）

2 預かり保育料

市区町村から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料が11,300円／月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円／月）まで無償（償還払い）になります（無償化される額は450円×利用日数）。

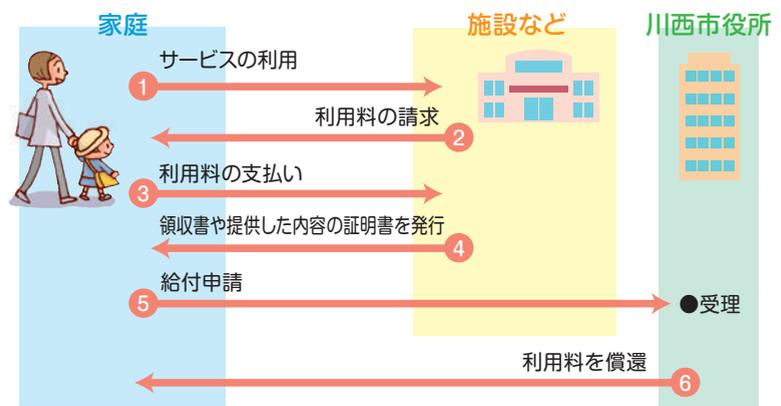
▶対象になるには

現1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備し、申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※は16,300円／月）です。

■償還払いの手続き方法（イメージ）



【無償化給付の受け方】 償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）

3 給食費

これまでどおり公立の認定こども園は市に、そのほかは直接認定こども園にお支払いいただきます。

	～2019年9月	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担	保護者負担※
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

※年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず第3子以降（小学3年生までの子どもでカウント）は副食費が免除されます。



現1号認定（2ページ）を受け通園している幼稚園は、4ページをご覧ください。

1 保育料

満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円／月まで無償になります。給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象となりません。

また、満3歳児クラスに入園した子どもも無償化の対象となります（プレ保育とは異なります）。

子どもの年齢・認定	～2019年9月	2019年10月～	
満3～5歳児クラス 新1号認定	園が定めた入園料・保育料を支払い、幼稚園就園奨励費補助制度により支給	25,700円／月 まで無償*	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定			預かり保育料は11,300円／月 まで無償
満3歳児クラス 新3号認定			預かり保育料は16,300円／月 まで無償

※原則として現物給付（市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）の場合があります。

2 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、在籍する子どもは必ず新1～3号認定（施設等利用給付認定）のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人（下記新2・3号認定の対象にならない場合を含む）	新1号
3（年少）～5（年長）歳児クラスで保育の必要性がある人（預かり保育の無償化を希望する人）	新2号
満3歳児クラス（3歳の誕生日から最初の3月31日まで）で保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人（預かり保育の無償化を希望する人）	新3号

3 預かり保育料

市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料が11,300円／月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円／月）まで無償（償還払い）になります（無償化される額は450円×利用日数）。

▶対象になるには

2のとおり、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

▶十分な預かり保育が提供されない施設の場合

認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円／月（上記※は16,300円／月）です。

【無償化給付の受け方】 償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）

4 給食費

これまでどおり幼稚園にお支払いいただきます。

	～2019年9月	2019年10月～
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担	保護者負担*
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

※年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず第3子以降（小学校3年生までの子どもでカウント）は副食費が補助されます。

4

認可外保育施設等を利用されている人

施設に入園していない在宅児童なども含みます。



1 保育料（利用料）

今まで利用料が助成されていなかった認可外保育施設なども、無償化されます。

無償化の対象となるには、市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受ける必要があります。なお、給食費、教材費、行事費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

施設から案内がない場合は、保護者自身が市に対して手続きをしてください。

子どもの年齢	～2019年9月	2019年10月～
3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	施設が定めた 利用料の負担 (全額負担)	合計37,000円/月 まで無償
0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども かつ住民税非課税世帯		合計42,000円/月 まで無償

▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし、無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。

※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問い合わせください。

2 給付の受け方（償還払い）

施設から領収書と提供した内容の証明書を発行してもらいます。その後、保護者が川西市に、施設等利用費請求書を提出し、利用料の償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払い戻しを受ける）を受けます。複数のサービスを利用している場合、月ごとに全ての利用料をまとめて請求してください。

5

企業主導型保育施設を利用されている人

標準的な利用料が無償化されます。手続きなど詳しくは直接施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先

川西市教育委員会 こども未来部 幼児教育保育課
(川西市役所3階)

〒666-8501 川西市中央町12-1

電話072-740-1175

